

『重点要望』

1. 公共料金の値上げの凍結

国からのかつてない負担増に市民生活は大変脅かされています。このような時に平塚市の公共料金及び使用料の値上げはぜひ避けること。

2. 高齢者・障がい者の暮らしを守る施策の充実

高齢者への施策

(1) 介護保険の保険料減免制度の充実。

介護保険料は、税金控除額の変更や定率減税の廃止により、18年3月まで2段階（年額27,000円）だった人が4段階にされ、21年度からは激変緩和措置もなくなり、年額49,680円が特別徴収で年金から差し引かれる。今までの減免基準では不十分となっており、減免の範囲は、特別な資産保持者を除き「どの段階でも所得に対し生活保護基準120%」まで拡大すること。

(2) 介護保険利用料の自己負担額にたいする助成制度の創設を。

(3) 施設の増設・充実を

実態をしっかりと受け止め、県・市の積極的な支援と法人との協力により、施設入所を希望する人に応えられる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなど、介護施設の整備を引き続き早急に推進すること。

尚、特別養護老人ホームの新規建設は、個室・ユニット型に限定せず、低所得者が入所しやすい従来型も含めて整備すること。

(4) 実態に即した介護サービスを

「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービス（生活支援）等の、在宅サービスの一律打ち切りはやめ、真に本人の自立を促す施策を。

(5) 介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難の原因となっている介護報酬のあり方は、介護労働者の賃金が適正な水準を確保できるよう、保険料の水準に留意しつつ引き上げなどを行い、人材確保のための措置を講じるよう強く国に要望すること。

(6) 介護保険制度の「見直し」に際しては、被保険者の負担増とならないようにするとともに、高齢者の生活や人権侵害につながる「介護とりあげ」を行わないよう国に強く要望すること。

(7) 後期高齢者医療制度の廃止を

市は、国に後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を。また、広域連合には資格証発行の中止を求める意見書を上げること。

(8) 高齢者ふれあいバス事業は、個人負担をなくし、高齢者全員に支給すること。

障がい者への施策

- (1) 自立支援法の見直しにあたり、障がい者、家族、施設事業者への影響・実態調査を実施すること。
- (2) 重度障がい者医療費助成制度は、障がいの区別なく3障がいに等しく行うこと。
なお、県の動向にかかわらず、助成を継続すること。
- (3) 交通費割引制度等、障がい者に対する減免・助成は障がいの区別なく行うこと。
- (4) 障害者自立支援法の下での応益負担に対し、緩和策を講ずるとともに、自立支援法の定率負担を見直すよう国に求めること。
- (5) 自立支援としてのグループホーム・ケアホームに対し、家賃補助を。
- (6) 在宅生活者が自立できるよう、グループホーム・ケアホームへの移行を推進し、訓練の場を確保すること。
- (7) 身体機能を補助する補装具の利用は無料に。
呼吸、排泄、入浴など、生命維持に不可欠な補装具については無料にすること。
これは国の対応を待たず、応益負担が廃止されるまで市で負担する。
- (8) 地域作業所に対し、補助金の維持を。また、法内への移行に際しては、施設の内情を十分理解し、支援策を明確に打ち出すこと。
- (9) 発達に支援が必要な就学前児童に早期療育ができる施設整備を。
一人ひとりの児童の生涯を決定する重要な時期であり、施設の十分な確保を。
- (10) 北口バリアフリーの実施に際しては、視覚障がい者がどこ行きのバスかがわかるよう、バスの案内アナウンスを継続的に行うよう事業者に徹底を要請すること。
- (11) 人工透析者の医療費一部負担金の助成を今後も継続すること。
- (12) 障がい者の雇用については、目標値を明確にして市および関係機関が率先して進めるとともに、事業者にも促進させること。
- (13) 精神障がい者及び家族が緊急一時的に宿泊できる制度を新設すること。

3. 子育て支援の整備・推進

- (1) 小児医療費助成の年齢引き上げを行い、当面は就学前まで所得制限の撤廃を。
国県に対し、義務教育の終了までの医療費無料化を求め、当面小学校卒業までの実施を求めること。県の助成年齢引き上げに伴う一部負担金は導入しないこと。
- (2) 保育園の待機児童は、まだまだ増加傾向にあり、保育所の新增設で待機児童の解消と定員保育を。

- (3) 市立保育園の耐震化計画を早急に進め、生活の場としての安全の確保を。また民間保育所の耐震診断・耐震工事に対し助成を行うこと。
- (4) 病後児保育・一時保育の拡充、休日保育の増設などの子育て支援を市立保育園が率先して実施を。
- (5) 子育て支援センターを身近な場所に拡充すること。アドバイザーの研修を充実させより高度な質の習得と人的確保を。
- (6) 障害児・軽度発達障害児等が入園する幼稚園に対し、助成の拡充を。
- (7) 小児に対するインフルエンザ予防注射に助成を。
- (8) ひとり親家庭等医療費助成の維持・確保を。
- (9) 学童保育施設公設化への移行を、計画的に早期に行うこと。
なお、公設になるまでの間、困難を抱える民間借家の学童クラブへの積極的な相談・援助を行うこと。
- (10) 妊婦健診の助成回数を引き上げること。

4. 国民健康保険事業の改善を

- (1) 国民健康保険税の減免制度の充実、市民の立場にたった納付相談や分納で加入者全員に保険証発行を。資格証明書・短期被保険者証の発行は安易に行わないこと。
- (2) 18歳以下の子供のいる世帯に資格証を発行しないこと。
- (3) 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰り入れを十分確保し、国保税の値上げを行わないこと。
- (4) 国民健康保険税の減免制度の活用にあたっては、市長裁量の枠を広げ、所得減少など実態に応じて行うこと。
- (5) 「税制改悪」による市民税増に基づく国民健康保険税の負担増軽減を図るため、各種の減免制度を周知徹底すること。
- (6) 出産育児一時金の受領委任払制度を全妊婦が利用できるよう、母子手帳とともに制度の説明と申請方法を書いたものを配布すること。
- (7) 70歳以下の患者が入院した時、事前に「限度額適用認定証」の申請を受けるよう周知徹底すること。

5. 保健・医療・福祉施策の拡充を

- (1) 「特定健診」項目に、結核等の発見に有用な胸部レントゲン検査を含め、健診の拡充を図ること。

- (2) がん検診の受診率を高めるため、費用負担額を引き下げ、受診対象者に個別に受診を奨励すること。
- (3) 新型インフルエンザ対策への啓発事業の推進、医療体制の構築、必要器材を確保すること。
- (4) 細菌性髄膜炎を予防する肺炎球菌ワクチン・H i b ワクチンの接種に公費助成を行うこと。
- (5) 市民病院は、高度医療と地域医療連携を担う拠点病院にふさわしく、医師の確保や体制の充実、環境整備を図ること。また、一般会計からの繰入金削減を行わないこと。
- (6) 市民病院は直営とし、独立行政法人化等を行わないこと。
- (7) 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、養成および確保の対策を強化すること。
- (8) 下水道使用料の減免制度の対象を、県水道料金の減免措置に準じ民間社会福祉施設・民間医療施設に拡充すること。（地域作業所からN P O 法人に変わると、同じ事業にも関わらず減免がなくなるため）
- (9) 生活保護について
 - ①生活保護申請の窓口申請書を置き、申請権を尊重すること。
 - ②廃止された老齢加算の復活、母子加算の見直しをやるよう国に求めること。
 - ③自立のための就労支援は、個々に応じた丁寧な支援を行うとともに、「資格」の取得等には経済的支援も行うこと。
 - ④相談者に生活費が全くなく生命維持に支障があると認めた場合、ただちに申請を認め、生活保護受諾までの期間の生活費の貸し付けをおこなうこと。
- (10) ホームレスの自立支援制度の強化・拡充を行うとともに、ネットカフェ難民等の実態を把握し支援策を講ずること。
- (11) 低所得者・生活困窮者に対する施策
 - ①市民税滞納世帯に対し、減免制度の活用や分納など個々の事情にあった収納相談を行うこと。
 - ②要介護認定を受けている高齢者に対して、障がい者控除が受けられることを個別に連絡し、住民税の減免に繋げること。
- (12) 多重債務相談について
 - ①多重債務に苦しむ市民からの相談を受けたら、相談後2週間以内に相談者に解決状況・進捗状況を確認すること。（公的機関に相談した後、2週間以内の自死割合が多いことから）
 - ②相談者の状況に応じた相談と支援体制を。
破産申請の手続き費用がない相談者を対象とした申請書作成の援助を行うこと。

6. 教育・文化・スポーツの充実を

- (1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を。
憲法の理念と自治基本条例による子供たちの社会へのかかわりについて、学校で子どもたちが学ぶ場や、保護者を含め市民が学ぶ機会をさらに推進すること。
- (2) 30人以下学級の実現を国・県に働きかけ、子供たちにゆきとどいた教育を。
- (3) インターネットや携帯電話などでのいじめも含め、「いじめ」「暴力」を行う児童生徒、また、その影響を受ける児童生徒の人間関係の調整やケアについて、きめ細かい指導体制をとること。
- (4) 安全で豊かな学校給食の充実を
 - ①市として学校給食の直営を堅持し、食の安心・安全の確保を。
 - ②小学校給食自校方式の検討と、中学校給食の実施に向けた学校現場の条件整備を検討するための庁内検討組織の発足を。
 - ③地域でとれた安心・安全な食材を、最大限取り入れる工夫を。
 - ④学校給食の重要性をもっとアピールし、保護者に対し、安価でバランスのとれた食事の指導や啓発を促すこと。そのために「学校給食展」の開催は隔年ごとの実施を。
 - ⑤「給食の提供」だけの狭い食育教育ではなく、栄養士の積極的な指導活動の保障を。
- (5) 学校間の競争をあおり、必要性のない「全国いっせい学力テスト」には参加しないこと。
- (6) 学校体育館および幼稚園の耐震補強工事を早急に進めること。
- (7) 個に応じた授業の推進のため、さらなるサンサンスタッフの拡充を。
- (8) 不登校になっている児童生徒の原因を充分把握し、支援教育の推進事業を促進すること。
- (9) 県と協力し、高校・大学の奨学金を充実し、年度当初だけでなく、急激な家庭状況の変化に対応できるように、年度途中も受けられるようにすること。
- (10) 図書館に指定管理者制度を導入しないこと。
- (11) 旧保健センターは、市民が有効活用できるよう存続させること。

7. 中小企業・商店街支援策の推進

- (1) 地震災害に強い住宅建設・住宅リフォームの「安心リフォーム助成事業」（仮称）を創設し、市内業者に5%の助成を。地域経済の活性化としても、「リフォーム詐欺事件」から市民を守るためにも必要。

- (2) 市庁舎、市民病院、市営住宅、教育施設、生活道路、公園等の整備や老朽化対策など、生活密着型の地元事業者による公共事業の推進を。公共工事の地元中小企業向け発注について、金額・件数などそれぞれの目標を明確にし、その割合を引き上げること。
- (3) 駐車違反取締り強化により、中小業者、介護事業者等が支障をきたすなどの影響が出ており、市として地域ルールをつくり改善を。
- (4) 重油の高騰など、つくればつくるほど赤字になる農業者にたいし、価格保障制度の創設を。
- (5) 畜産農家の生産意欲を高める支援策を積極的に推進すること。飼料高騰への支援を強化すること。
- (6) 平塚市中小企業緊急支援特別補助制度のパンフレットを、金融機関窓口に着置するなど、周知徹底を図ること。
- (7) 空き店舗対策として、新規に開店するものに対し、改装費、家賃の補助を。

8. 安心・安全、環境配慮のまちづくりの推進

- (1) 市役所、市民病院、平塚駅を巡回するコミュニティーバス運行の実施を。
- (2) JR平塚駅西口の自由通路と、ホーム用のエレベーター設置を。
- (3) ごみ対策
 - ① ゴミ減量50%の実現のための推進策を明確にすること。
 - ② 製造者責任を国に対し要求するとともに、製造者に自社容器包装を回収し、リサイクルに努めるよう協力を求め、公的事業所からの容器排出を大幅に削減すること。
 - ③ 事業者・市民・市で「ごみ減量のシンポ」を開くなど、「処理できないものは造らない・買わない・使わない」運動を進めること。
 - ④ 家庭ごみの有料化計画は進めないこと。
 - ⑤ ゴミ焼却場建設について全市民に説明会を開催し、周知と具体的なゴミ減量の推進の協働を依頼すること。
- (4) 大気汚染（光化学スモッグ等）、道路公害（排ガス・二酸化窒素、騒音等）の測定結果を、市庁舎、駅前広場にオンラインデータを表示し、市民に環境意識を啓発すること。
- (5) H20年度から始まったスズメバチ駆除の自己負担について、生活保護世帯・生活困窮世帯には減免要綱を設置すること。

9. 平和憲法を暮らしに生かし、市民にやさしい行財政の確立を。

- (1) 県が進めるツインシティ計画は凍結し、まちづくりは地元住民の声を反映させること。
- (2) 特別職・議員の税金を使った海外視察の廃止を。
- (3) 市立保育園の民営化は、父母・関係者の合意なくして進めないこと。
- (4) 「非核平和宣言都市」として、憲法を守り、広く市民と平和啓発活動の推進を。
- (5) 「日の丸・君が代」強制は行わないこと。
- (6) 市の現業職員の削減や安易な民間委託を行わないこと。
- (7) 市の臨時職員の時給は、県内の自治体の状況を勘案し早急に改善すること。
- (8) 平塚市下水道の使用料体系区分は、他の自治体に合わせ見直すこと。
- (9) パブリックコメントは、行政の意志決定の前に広く市民の意見を募集し、反映させることが目的であることから、市の30日間という募集期間を延長すること。